

届出における地域区分

(平成28年10月現在)

	飯田	座光寺	松尾	下久堅	上久堅	千代	龍江	竜丘	川路	三穂	山本	伊賀良	鼎	上郷	上村	南信濃
景観計画区域																
地域区分																
中心市街地	○												○	○		
沿道地域		○	○									○	○	○		
周辺市街地	○		○					○	○			○	○	○		
都市の田園	○	○	○					○	○		○	○	○	○		
田園地域				○	○	○	○			○	○				○	○
山地・高原	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
普通地域 (景観育成特定地区以外の景観計画区域)	規 I-1-1 (基 I-3-1)	規 I-1-1 (基 I-3-1)	規 I-1-1 (基 I-3-1)	規 I-1-1 (基 I-3-1)	規 I-1-1 (基 I-3-1)	規 I-1-1 (基 I-3-1)	規 I-1-1 (基 I-3-1)	規 I-1-1 (基 I-3-1)	規 I-1-1 (基 I-3-1)	規 I-1-1 (基 I-3-1)	規 I-1-1 (基 I-3-1)	規 I-1-1 (基 I-3-1)	規 I-1-1 (基 I-3-1)	規 I-1-1 (基 I-3-1)	規 I-1-1 (基 I-3-1)	規 I-1-1 (基 I-3-1)
景観育成特定地区							規 ※2 I-1-8 (基 ※2 I-3-9)	規 ※2 I-1-8 (基 ※2 I-3-9)	規 ※3 II-2-8 (基 ※3 II-2-8)	規 ※3 II-2-8 (基 ※3 II-2-8)	規 ※4 II-2-8 (基 ※4 II-2-8)	規 ※4 II-2-8 (基 ※4 II-2-8)	規 ※4 II-2-8 (基 ※4 II-2-8)	規 ※5 I-1-8 (基 ※5 I-3-9)	規 ※5 I-1-8 (基 ※5 I-3-9)	規 ※5 I-1-8 (基 ※5 I-3-9)
土地利用特定地区		規 ※1 I-1-8 (基 ※1 I-3-9)														

規)は届出等が必要となる規模、(基)は行為に対する基準、下の数字は掲載しているページを指す。

※1 座光寺地区において、座光寺地区全域が土地利用特定地区である。一部届出が必要となる規模及び基準を強化。(建築物)

※2 竜丘地区において、竜丘地区全域が景観育成特定地区である。一部届出が必要となる規模及び基準を強化。(屋外広告物)

※3 川路地区において、川路地区全域が景観育成特定地区である。(川路地区屋外広告物特別規制地域)

※4 鼎地区及び伊賀良地区(北方地籍)において、羽場大瀬木線沿道両側30メートル以内の地域が景観育成特定地区である。(都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域)

※5 上郷地区において、上郷地区全域が土地利用特定地区及び景観育成特定地区である。一部届出が必要となる規模及び基準を強化。(土地の形質の変更並びに建築物、工作物及び屋外広告物)

※ 座光寺、上郷地区において、飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出が必要となる行為及び規模についてはI-1-9を参照すること。

○詳しくは、飯田市地域計画課にお問い合わせください。



- (2) 会合その他催物に関するもの
- (3) はり紙、はり札、立看板、広告旗及び広告幕類
- (4) 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件

○ 屋外広告物許可地域に関する申請

- ・屋外広告物許可地域において、広告物等の表示、設置、改造をしようとするとき

○ 次の基準及び当該地域に適用される景観育成基準に適合するときは許可する。

区分		基準		都市計画区域以外の区域又は自然公園法若しくは長野県立自然公園条例に規定する自然公園の区域
		許可地域全域		
建築物を利用した広告物等	屋上広告物	本体の高さ	13メートル以下	許可地域全域の基準のほか、次に掲げるもの 1 地色の彩度8以下 2 次に掲げるものは使用しないこと。  (1) 反射光のある素材 (2) 動光、点滅照明、ネオンその他これらに類するもの
		建築物の高さに対する本体の高さの割合	建築物の高さの10分の6以下	
		その他	建築物から横にはみ出さないこと。	
	壁面広告物	表示面積	合計が広告物を表示する壁面の面積の10分の4以下	
	袖看板	下端の高さ	道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあっては、2.5メートル以上	
		壁面からの出幅	1.5メートル以下	
		道路上の出幅	1.0メートル以下	
		その他	壁面の上端を越えないこと。	
	地上に設置する広告物等	高さ	13メートル以下	
		表示面積	合計50平方メートル以下	
その他の広告物等		—		

○ 屋外広告物許可地域における許可については、次の手続が必要。

- ・許可を受けた者は、許可の有効期間満了の10日前までに許可の更新の申請。
- ・許可を受けた者は、許可を受けた広告物等を廃止したとき、または許可を受けた者の氏名、名称、住所に変更があったときは、変更があった日から10日以内に届出。
- ・許可を受けた者は、管理者を選任したときは、選任の日から10日以内に届出。
- ・許可を受けた者は、管理者の解任、管理者の氏名、名称、住所に変更があったときは、10日以内に届出。
- ・許可を受けた者から譲渡、相続等により地位を承継した者は、承継の日から10日以内に届出。

## 屋外広告物特別規制地域（飯田市屋外広告物条例 第11～12条）

次に掲げる地域又は場所において、広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者は、当該表示、設置又は改造について、市長の許可を受けなければならない。

地域の特性及び個性を生かした景観の育成又は風致の維持を図ることが特に必要な地域又は場所	
名称	地域又は場所
川路地区屋外広告物特別規制地域	川路地区全域
都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域	都市計画道路羽場大瀬木線（以下「羽場大瀬木線」という。）の用地若しくは羽場大瀬木線の建設予定地又は羽場大瀬木線に接続し、かつ、羽場大瀬木線から展望できる範囲の地域のうち、飯田市羽場町4丁目2182番5及び同所2230番43から飯田市育良町1丁目及び同所2丁目の区域に接するまでの区間両側30メートル以内の区域

● 屋外広告物特別規制地域の許可基準、適用除外等については、Ⅱ-2-8-川路-1～4、Ⅱ-2-8-羽場大瀬木-1～4を参照のこと。

○ 屋外広告物特別規制地域における許可については、次の手続が必要。

- ・ 許可を受けた者は、許可の有効期間満了の10日前までに許可の更新の申請。
- ・ 許可を受けた者は、許可を受けた広告物等を廃止したとき、または許可を受けた者の氏名、名称、住所に変更があったときは、変更があった日から10日以内に届出。
- ・ 許可を受けた者は、管理者を選任したときは、選任の日から10日以内に届出。
- ・ 許可を受けた者は、管理者の解任、管理者の氏名、名称、住所に変更があったときは、10日以内に届出。
- ・ 許可を受けた者から譲渡、相続等により地位を承継した者は、承継の日から10日以内に届出。

屋外広告物特別規制地域の区域について  
(平成 25 年 12 月 4 日指定 平成 28 年 9 月 27 日変更)

I. 都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域 (変更後)

「都市計画道路 羽場大瀬木線」の用地若しくは建設予定地又はこれに接続し、かつ、これから展望できる範囲の地域のうち、飯田市羽場町 4 丁目 2182 番地 5 及び 2230 番地 43 から飯田市育良町 1 丁目及び同所 2 丁目の区域に接するまでの区間の両側 30 メートル以内の地域

※屋外広告物特別規制地域に指定された地域において、広告物等を表示、設置又は改造 (以下「表示等」という。) をしようとするときは、市長の許可が必要です。なお、許可については 3 年毎の更新が必要となります。

【許可が必要となるもの】

○自己用の広告物等で、表示面積の合計 (当該敷地における広告物等の表示面積及び掲出面積の合計) が 15 平方メートルを超えるもの (中央自動車道の両側各 500 メートル以内で、中央自動車道から展望できる区域にあつては 10 平方メートルを超えるもの)。ただし、地上に設置する広告物等にあつては、高さ 4 メートルを超えるもの、又は道路境界線から 5 メートル以内において 1 面の表示面積が 3 平方メートル以上のもの

○自己用の広告物等以外のもの

※自己用の広告物等とは、「自己の事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等に表示等をする広告物等」をいいます。

II. 許可の基準 ※ゴシック太字は I の区域において強化する基準

1. 次に掲げる広告物等でなければ、表示等を行うことができません。

- (1) **自己用の広告物等で、2 に掲げる基準に適合するもの**
- (2) **自己用の広告物等以外のもので、3 に掲げる基準に適合するもの**

2. 自己用の広告物等の基準

(1) 広告物等の形態意匠

ア 配置

- ・ 道路等からできるだけ後退させるよう努めること。
- ・ 河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。

イ 意匠等

- ・ 基調となる周辺景観に調和する意匠・形態とし、必要最小限の規模とすること。

ウ 材料

- ・ 周辺景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離の生じにくいものとする。
- ・ 反射光のある素材を使用する場合は小規模のものとする。

## エ 色 彩

### 【色 調】

- ・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。

### 【色相・色数】

- ・ 使用する色数を少なくするよう努めること。
- ・ 地色の色数を4以下とすること（全体の面積の10分の1以下の一の色（合計面積）を含まない）。

### 【彩 度】（マンセル表色系による彩度）

- ・ 地色の彩度8以下

### 【動光等】

- ・ 光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること
- ・ 光源を用いた動画の面積の合計は、3㎡以下とすること

## (2) 建築物又は工作物を利用した広告物等の規模等

### ア 屋上広告物

#### 【本体の高さ】

- ・ 建築物又は工作物からの高さ10メートル以下

#### 【建築物又は工作物の高さに対する割合】

- ・ 建築物又は工作物の高さの10分の6以下

#### 【その他】

- ・ 建築物又は工作物から横にはみ出さないこと。

### イ 壁面広告物

#### 【表示面積】

- ・ 合計面積が広告物を表示する壁面の面積の10分の3以下

### ウ 袖看板

#### 【下端の高さ】

- ・ 道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあっては2.5メートル以上

#### 【壁面からの出幅】

- ・ 壁面から1.5メートル以下

#### 【道路上の出幅】

- ・ 道路上の出幅1.0メートル以下

#### 【その他】

- ・ 建築物又は工作物の壁面の上端を越えないこと。

(3) 地上に設置する広告物等

【高さ】

- ・ 地上からの高さ5メートル以下。ただし、道路境界線から5メートル以上後退したものは13メートル以下

【表示面積】

- ・ 1面の面積は3平方メートル以下。ただし、道路境界線から5メートル以上後退したものは1面25平方メートル以下

(4) 広告物等の面積

- ・ 広告物等の面積（当該敷地における広告物等の表示面積及び掲出面積の合計、又は自己の敷地以外において広告物等の表示等をする場合においては、50メートル以内に同一の者が表示等をする表示面積及び掲出面積の合計とする。）は、100平方メートル以下

(5) 広告物等の照明等

ア 周辺との調和

- ・ 照明を行う場合は、周辺の建築物、工作物及びその他の物件並びに周辺自然景観との調和に留意すること。

イ 動光等と照明時間

- ・ 広告物等を照明する場合は、白色光を原則とし、動光、点滅、照度の変化その他の変化をしないこと。
- ・ 営業時間外は照明しないこと。

3. 自己用の広告物等以外のものの基準

○1面の表示面積1平方メートル以下

○表示面積の合計（自己の敷地以外において広告物等の表示等をする場合においては、50メートル以内に同一の者が表示等をする表示面積及び掲出面積の合計とする。）2平方メートル以下

○地上に設置する広告物等で、地上からの高さ2メートル以下

○電柱又は街路灯柱に表示等をするもので、飯田市屋外広告物条例施行規則第3条第1項に掲げるもの以外のもの

○中央自動車道の両側各500メートル以内で、中央自動車道から展望できる区域以外に表示等を行うもの

○その他上記2に掲げる基準に適合するもの

Ⅲ. 許可の有効期間

3年（はり紙、はり札、広告旗、立看板類、広告幕類及びアドバルーンにあっては6月）

※許可又は更新の際には、所定の手数料が必要となります。

#### IV. 屋外広告物特別規制地域の指定があった際、現に当該指定のあった地域に表示等をされている広告物等を、引き続いて表示等をしておくことができる期間

5年（はり紙、はり札、広告旗、立看板類、広告幕類及びアドバルーンにあっては6月）

#### V. 適用除外となる広告物等（市長の許可を受けないで、表示等を行うことができる広告物等）

1. 公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示等をするもの
2. 法令の規定により表示等を義務付けられたもの
3. 国又は地方公共団体が表示等をするもので、公益上必要と認められるもの
4. 自己用の広告物等で、次の(1)及び(2)に該当するもの
  - (1) 表示面積の合計（当該敷地における広告物等の表示面積及び掲出面積の合計）が15平方メートル以下（中央自動車道の両側各500メートル以内で、中央自動車道から展望できる区域にあっては10平方メートル以下）のもの。ただし、地上に設置する広告物等にあっては、地上からの高さ4メートル以下、又は道路境界線から5メートル以内のもので、1面の表示面積が3平方メートル未満のもの
  - (2) 当該表示する地域について適用される景観育成基準に適合するもの
5. 祭典その他年中行事等のためにするもの
6. 一時的又は仮設的なもので、表示期間並びに責任者の住所及び氏名を25平方センチメートルの大きさの範囲内に明示したもので、表示期間が30日を超えないもの
7. 1から6までに掲げるもののほか、営利を目的としないもので次に掲げるもの
  - (1) 交通安全、公衆衛生、水火災予防その他公益に関する宣伝告知のためのもの
  - (2) 会合その他催物に関するもの
  - (3) はり紙、はり札、立看板、広告旗及び広告幕類
  - (4) 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件

#### VI. その他

##### 1. 除却命令について

市長は、屋外広告物特別規制地域において、許可を受けないで広告物等の表示等をした者に対し、飯田市屋外広告物条例に基づき、広告物等の除却等を命ずることができます。

##### 2. 罰則について

除却命令に違反した者や、市長の許可を受けないで広告物等の表示等をした者に対しては、飯田市屋外広告物条例により罰則が課せられます。

飯田市土地利用調整条例・同規則

附 則 (平成22年3月31日規則第16号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の飯田市土地利用調整条例施行規則第11条第1項、飯田市緑の育成条例施行規則第14条第1項及び飯田市屋外広告物条例施行規則第26条第1項の規定（以下これらを総称して「飯田土地利用調整条例施行規則等の規定」という。）は、施行日以後の飯田土地利用調整条例施行規則等の規定による届出受理通知書に係る当該届出について適用する。

3 (略)

附 則 (平成23年3月25日規則第12号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月3日規則第25号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

別表 (第9条関係)

土地利用特定地区の名称	行為の種類	規模
座光寺特定土地利用地区（生活環境保全地区）	条例第4条第1項第1号の規定による建築物の新築、増築、改築又は移転	当該行為に係る部分の建築面積が500平方メートルを超え、若しくは当該行為に係る部分の高さが10メートルを超え、又は住宅の用途に供する計画戸数が9を超えるもの
	条例第4条第1項第3号の規定による開発行為	第9条第1項第2号に規定するもの
	条例第4条第1項第4号の規定による土地の形質の変更（開発行為、土石の採取及び鉱物の採掘を除く。）	第9条第1項第3号に規定するもの

飯田市土地利用調整条例・同規則

上郷特定土地利 用地区（生活環 境保全地区）	条例第4条第1項第1号の規定による建築物の新築、増築、改築又は移転	第9条第1項第1号に規定するもの
	条例第4条第1項第3号の規定による開発行為	第9条第1項第2号に規定するもの
	条例第4条第1項第4号の規定による土地の形質の変更（開発行為、土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）	当該土地の形質の変更に係る土地の面積が500平方メートルを超えるもの

飯田市屋外広告物条例・同規則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。  
 附 則（平成22年3月31日規則第16号）  
 （施行期日）  
 1 この規則は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
 （経過措置）  
 2 第1条の規定による改正後の飯田市土地利用調整条例施行規則第11条第1項、飯田市緑の育成条例施行規則第14条第1項及び飯田市屋外広告物条例施行規則第26条第1項の規定（以下これを総称して「飯田市土地利用調整条例施行規則等の規定」という。）は、施行日以後の飯田市土地利用調整条例施行規則等の規定による届出受理通知書に係る当該届出について適用する。  
 3 （略）  
 附 則（平成23年3月25日規則第12号）  
 この規則は、平成23年4月1日から施行する。  
 附 則（平成25年12月4日規則第34号）  
 この規則は、平成25年12月27日から施行する。  
 附 則（平成27年12月3日規則第27号）  
 この規則は、平成28年1月1日から施行する。  
 附 則（平成28年9月27日規則第30号）  
 この規則は、平成28年10月1日から施行する。  
 別表第1（第5条関係）  
 屋外広告物禁止地域

種類及び名称	接続する道路等		範囲
	区間		
高速自動車国道 中央自動車道 西宮線	左記の道路の両側各500メートル以内に飯田市の区域が存する左記の道路の区間		両側各500メートル以内
飯田市内道 山本98号線	飯田市内道2-31観音沢線との交差点から飯田市内道山本184号線との交差点まで		飯田市内道山本184号線との交差点に向かって左側500メートル以内及び右側100メートル以内

飯田市屋外広告物条例・同規則

飯田 市道 1 - 40 大明神横線	飯田 市道 山本 184 号線との交差点から飯田 市道 1 - 36 請地線との交差点まで	飯田 市道 1 - 36 請地線との交差点に方向にかつて左側 500 メートル以内及び右側 100 メートル以内
飯田 市道 伊賀 良 514 号線	飯田 市道 1 - 36 請地線との交差点から飯田 市道 278 号線との交差点まで	飯田 市道 278 号線との交差点に方向にかつて左側 500 メートル以内及び右側 100 メートル以内
飯田 市道 370 号線	飯田 市道 1 - 27 大休妙琴線との交差点から飯田 市道 278 号線との交差点まで	飯田 市道 278 号線との交差点に方向にかつて左側 100 メートル以内及び右側 500 メートル以内
一般 国道 自動車 専用 道路 遠南 信 自動車 道	左記の道路の両側各 500 メートル以内に飯田 市の区域が存する左記の道路の高速自動車国道中央自動車道西宮線との交差点から天龍峡インターチェンジまでの区間	両側各 500 メートル以内

別表第 2 (第 11 条関係)  
屋外 広告物 許可 地域

種類及び名称	接続する道路等		範囲
	区間		
高速 自動車 国道 中央 自動車 道 西宮 線	左記の道路の両側各 1,000 メートル以内に飯田 市の区域が存する左記の道路の区間		両側各 1,000 メートル以内
一般 国道 自動車 専用 道路 遠南 信 自動車 道	左記の道路の両側各 1,000 メートル以内に飯田 市の区域が存する左記の道路の高速自動車国道中央自動車道西宮線との交差点から天龍峡インターチェンジまでの区間		両側各 1,000 メートル以内

イ 地色（一の色の表示面積の合計が広告物の表示面積の10分の1以下であるものを含まないものとする。）の色数を3以下とすること。  
 ウ 自然公園又は長野県立自然公園条例に規定する自然公園の区域にあっては、動光、点滅照明及びネオン、並びに照度又は色相の変化をするものその他これらに類するものを使用しないこと。

エ 広告物等の表示面積は、1面10平方メートル以下とし、かつ、合計20平方メートル以下とすること。ただし、別表第1の一般国道自動車専用道路三遠南信自動車道に係る区域にあっては、合計10平方メートル以下とすること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、次の表の左欄に掲げる区分に該当する場合には、当該区分においては、同表の右欄に掲げるもの

区分	基準
屋上広告物	本体の高さは、5メートル以下とすること。
壁面広告物	表示面積の合計は、広告物を表示する壁面の面積の10分の2以下とすること。
地上に設置する広告物等	高さは5メートル以下とし、かつ、表示面積は1面5平方メートル以下とすること。

(1) 集合看板の基準

ア 公益上又は地域振興のために市長が必要と認めるものであること。

イ 別表第1の一般国道自動車専用道路三遠南信自動車道に係る区域において表示し、又は設置するものでないこと。

ウ その他市長が別に定める基準に適合すること。

3 許可の有効期間

3年（はり紙、はり札、広告旗、立看板類、広告幕類及びアドバルーンにあっては6月）

4 屋外広告物特別規制地域地域の指定があった際、現に当該指定に係る地域又は場所に表示され、又は設置されている広告物等を引き続き表示し、又は設置しておくことができる期間

5年（はり紙、はり札、広告旗、立看板類、広告幕類及びアドバルーンにあっては6月）

5 適用除外となる広告物等

次の(1)から(5)のいずれかに該当するものとする。

(1) 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの

(2) 自己用の広告物等で、次のア及びイに該当するもの

ア 表示面積の合計が10平方メートル以下のもの。ただし、地上に設置する広告物等にあっては、高さ4メートル以下であって、1面の表示面積3平方メートル以下のもの

イ 2の(1)に掲げる基準及び表示する地域について適用される景観育成基準（2の(1)に掲げる基準に相当するものを除く。）に適合するもの

(3) 祭典その他慣例上使用するもので、祭典その他年中行事等のためにするもの

(4) 一時的又は仮設的なものであって、表示期間並びに責任者の住所及び氏名を25平方センチメートルの大きさの範囲内に明示し、かつ、表示期間が30日を超えないもの

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、営利を目的としないもので次に掲げるもの

ア 交通安全、公衆衛生、水火災予防その他公益に関する宣伝告知のためのもの

イ 会合その他催物に関するもの

ウ はり紙、はり札、立看板、広告旗及び広告幕類

エ 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件

別表第5の2（第11条の2関係）

都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域

1 地域の指定

都市計画道路羽場大瀬木線（以下「羽場大瀬木線」という。）の用地若しくは羽場大瀬木線の建設予定地又は羽場大瀬木線に接続し、かつ、羽場大瀬木線から展望できる範囲の地域のうち、飯田市羽場町4丁目2182番5及び同所2230番43から飯田市育良町1丁目及び同所2丁目の区域に接するまでの区間の両側30メートル以内の区域を屋外広告物特別規制地域に指定する。

2 許可の基準（許可の更新を含む。）

都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域における許可の基準は、次の(1)又は(2)の広告物等の区分に従い、当該(1)又は(2)に掲げる基準及び表示する地域について適用される景観育成基準（(1)又は(2)に掲げる基準に相当するものを除く。）に適合するものとする。

(1) 自己用の広告物等の基準

ア 広告物等の表示面積は、別表第1の高速自動車国道中央自動車道西宮線に係る区域にあっては、合計10平方メートル以下とすること。

イ 地上に設置する広告物等で、次の(イ)及び(イ)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該(イ)及び(イ)に規定するもの

(イ) 高さ 地上からの高さを5メートル以下とすること。ただし、道路境界線から5メートル以上後退したものは地上からの高さを13メートル以下とすること。

(イ) 表示面積 1面3平方メートル以下とすること。ただし、道路境界線から5メートル以上後退したものは1面25平方メートル以下とすること。

(2) 自己用の広告物等以外のものの基準

ア 1面の表示面積は1平方メートル以下とすること。

イ 表示面積の合計（自己の敷地以外において広告物等を表示し、又は掲出する場合には、50メートル以内に同一の者が表示し、又は掲出する広告物等の表示面積及び掲出面積の合計とする。）は2平方メートル以下とすること。

ウ 地上に設置する広告物等は、地上からの高さを2メートル以下とすること。

エ 電柱又は街路灯柱に表示し、又は設置する広告物等は、第3条第1項に掲げるもの以外のものとする。

オ 別表第1の高速自動車国道中央自動車道西宮線に係る区域において表示し、又は設置するものでないこと。

3 許可の有効期限

3年（貼り紙、貼り札、広告旗、立看板類、広告幕類及びアドバルーンにあっては6月）

4 屋外広告物特別規制地域の指定があった際、現に当該指定に係る地域又は場所に掲示され、又は設置されている広告物等を引き続き表示し、又は設置しておくことができる期間

5年（貼り紙、貼り札、広告旗、立看板類、広告幕類及びアドバルーンにあっては6月）

5 適用除外となる広告物等

次の(1)から(5)までのいずれかに該当するものとする。

(1) 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの

(2) 自己用の広告物等で、次のア及びイに該当するもの

- (7) その他公共施設の維持又は管理について適切なものであること。
- 2 市長は、申出に係る開発行為又は開発行為に関する工事に係る公共施設の適切な維持又は管理のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の同意に条件を付することができる。
  - 3 市長は、申出に係る開発行為により、当該開発区域（法第4条第13項に規定する開発区域をいう。以下同じ。）内若しくは開発区域に接して現にある公共施設の維持若しくは管理又は当該開発区域周辺の公共施設に係る災害の防止のための工事が必要であると認められる場合においては、その必要な限度において、第1項各号に基づく基準の割増を行い、又は当該工事を当該申出者の負担において行わせ、若しくは当該工事に要する費用の全部若しくは一部を当該申出者に負担させることができる。
  - 4 前項の負担については、市長と申出者が協議して定めるものとする。

#### 飯田市都市計画法施行条例施行規則

（排水施設の基準）

第35条 条例第19条第1項第2号の規則で定める基準は、次の式によって求められる排出雨量( $V'$ )の数值が零又は負の数值であることとする。ただし、排出雨量( $V'$ )に相当する規模の雨量を一時的に排出しないこととすることができる規模の雨水貯留槽、氾濫調整池その他の施設を設ける場合は、この限りでない。

$$V - \alpha \times A = V'$$

上記の式において

$V$ ：当該敷地から排出されると予想される1時間あたりの排出雨量  $m^3/h$

$\alpha$ ：当該地域について定める1平方メートル当たりの

1時間につき流出する雨量( $m^3/(m^2 \cdot h)$ )で、市長が別に定める数值

$A$ ：当該開発区域の土地の面積  $m^2$

とする。

- 2 市長は、条例第16条の規定により申し出た開発行為に係る雨水を排除するための公共施設の下流の部分の施設の維持若しくは管理又は当該公共施設の下流の部分における雨水の溢水等雨水による災害を防止するために必要な限度において、前項に規定する雨水貯留槽、氾濫調整池その他の施設の規模の割り増しをすること、又は当該公共施設の下流の部分の改修工事を当該申出者に行わせること、若しくは当該工事に要する費用の全部若しくは一部を当該申出者に負担させることができる。
- 3 前項の負担については、市長と申出者が協議して定めるものとする。

1. **参考** 雨水の排水施設的设计

参考資料として、雨水の排水施設的设计方法を示す。特定開発事業等の区域内に排水施設を設置する場合、次を参考に设计しても良い。

「開発許可審査指針（長野県）」第 16 を準用して、雨水の排水施設の流量はマンニング式又はクッター式で算定し、計画雨水量は合理式により算定する。また雨水の排水施設の断面については安全率を考慮して、開渠の場合 1.2 倍（8 割断面）<sup>※1</sup>、管渠の場合 1.5 倍（7 割断面）以上とする。

**合理式**

$$Q = \frac{1}{360} \times C \times I \times A$$

※ Q : 計画雨量 (m<sup>3</sup>/s)

※ C : 流出係数

※ I : 降雨強度 (mm/h)

※ A : 集水面積 (ha)

**降雨強度**

$$I = 79.3 \text{ (mm/h)}$$

※ 飯伊領域 5 年確率降雨強度式（平成 28 年 4 月 1 日改定）により算出

※ 降雨継続時間 10 分<sup>※2</sup>として算出

※1 「道路土工 排水工指針（日本道路協会）」の側溝断面の決定法において、「一般に土砂等の堆積による通水断面の減少を考慮して設計上は式の計算で得られた断面積に対して少なくとも 20%の余裕をみておくのがよい。」とされている。

※2 「宅地防災マニュアルの解説（ぎょうせい）」において「例えば 10ha 以上の規模の開発では、流入時間は、開発事業区域内においては 5～10 分の適切な値をとることが多い。」とされている。降雨継続時間は流入時間と流下時間の合計となるが、上記を参考に 10 分とした。

# 飯 田 市 景 観 計 画

平成 19 年 10 月 1 日公表  
平成 20 年 1 月 1 日発効  
(平成 28 年 9 月 27 日変更)

飯 田 市

## 飯田市景観計画 目次

### 第1編 景観計画に関する基本的事項

#### 第1章 目的・・・p. 1

1. 目的
2. 用語の定義

#### 第2章 景観の育成に関する基本指針・・・p. 1

1. 社会共通の資産
2. 多様性の発揮
3. 地域の活性化
4. 自然と文化
5. 新たな景観の育成

#### 第3章 景観特性・個性・・・p. 2

1. 市域の景観特性
2. 類型ごとの景観特性と目標

#### 第4章 多様な主体の役割・・・p. 3

1. 市民
2. 土地所有者
3. 事業者
4. 設計者・施工者等
5. 地域
6. 市

#### 第5章 施策の推進に関する基本方針・・・p. 4

##### 第1節 個性を生かした景観の育成・・・p. 4

1. 地域主体の景観の育成と持続性
2. 活動団体の育成と支援
3. 情報の開示と一体的な取り組み
4. 地域の特性・個性に応じた規制・誘導

##### 第2節 特性を生かした景観の育成・・・p. 5

1. 総合的な土地利用計画との調和
2. 緑と水辺の整備・保全
3. 自然及び文化を生かした景観の育成
4. 新たな景観の育成
5. 中心市街地の景観の育成

##### 第3節 公共事業・・・p. 7

##### 第4節 広域的な景観の育成・・・p. 7-2

##### 第5節 補完制度の活用・・・p. 7-2

### 第2編 飯田市景観計画（法定事項）・・・p. 8

1. 景観計画区域
2. 景観の育成に関する方針
3. 届出対象行為と行為の制限

4. 開発行為の制限
5. 屋外広告物の表示及び掲出に関する行為の制限
6. 景観重要建造物の指定の方針
7. 景観重要樹木の指定の方針
8. 景観重要公共施設の整備に関する事項
9. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項

### 第3編 景観の育成の方策・・・p.12

1. 地域の活動主体の支援
2. 土地の有効利用
3. 緩やかな景観の育成
4. 情報の開示と一体的な取組
5. 景観資源の調査と公表
6. 市民参加
7. 普及・啓発
8. 専門家の活用と人材の育成
9. 土地利用計画審議会
10. 景観の育成のための総合的な制度の運用

### 第4編 地域景観計画

- 第1章 川路地区・・・p.16
- 第2章 座光寺地区・・・p.18
- 第3章 竜丘地区・・・p.20
- 第4章 松尾地区・・・p.22
- 第5章 鼎地区・・・p.23
- 第6章 上郷地区・・・p.24-2
- 第7章 龍江地区・・・p.24-4

### 飯田市景観育成基準・・・p.25

1. 地域区分
2. 共通事項（別表1、2、3及び3の2に共通する事項）

#### 別表 1

### 普通地域における行為の基準（屋外広告物を除く）・・・p.26

1. 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更
2. 条例で定める行為

#### 別表 2

### 開発行為に関する基準・・・p.33

#### 別表 3

### 普通地域における広告物等に関する基準・・・p.35

別表 3の2

屋外広告物禁止地域等における広告物等の基準等 . . . p.38

別表

沿道地域の指定 . . . p.41

別表 4

景観育成特定地区における広告物等に関する基準 . . . p.42

1. 川路地区
2. 竜丘地区
3. 都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域
4. 上郷地区

別表 4の2

景観育成特定地区における行為の基準（屋外広告物を除く） . . . p.50

1. 上郷地区

飯田市景観計画図

川路地域景観計画図

座光寺地域景観計画図

竜丘地域景観計画図

松尾地域景観計画図

鼎地域景観計画図

上郷地域景観計画図

龍江地域景観計画図

**飯田市景観計画 変更の経過**

変更箇所	施行日
第2編 飯田市景観計画（法定事項） 5. 屋外広告物の表示及び掲出に関する行為の制限 別表3の2 屋外広告物禁止地域等における広告物等の基準等	平成20年4月1日
第4編 地域景観計画 第1章 川路地区 別表3の2 屋外広告物禁止地域等における広告物等の基準等 【屋外広告物の表示等の制限（屋外広告物許可地域等）】 2 屋外広告物特別規制地域 別表4 景観育成特定地区における広告物等に関する基準 1. 川路地区	平成20年10月1日
第4編 地域景観計画 第2章 座光寺地区 第3章 竜丘地区 別表4 景観育成特定地区における広告物等に関する基準 2. 竜丘地区	平成21年10月1日
第4編 地域景観計画 第2章 座光寺地区 4 景観育成の方針 5 地域の特性及び個性を生かした景観の育成に必要な事項 第4章 松尾地区	平成24年6月11日
第1編 景観計画に関する基本的事項 第3章 景観特性・個性 2. 類型ごとの景観特性と目標 第5章 施策の推進に関する基本方針 第2節 特性を生かした景観の育成 4. 新たな景観の育成 第4節 広域的な景観の育成 第3編 景観の育成の方策 2. 土地の有効利用	平成25年7月1日
第4編 地域景観計画 第5章 鼎地区 別表3の2 屋外広告物禁止地域等における広告物等の基準等 【屋外広告物の表示等の制限（屋外広告物許可地域等）】 2 屋外広告物特別規制地域 別表4 景観育成特定地区における広告物等に関する基準 Ⅲ. 都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域	平成25年12月4日
第1編 景観計画に関する基本的事項 第3章 景観特性・個性 1. 市域の景観特性	平成26年5月26日

<p>第5章 施策の推進に関する基本方針</p> <p>第2節 特性を生かした景観の育成</p> <p>4. 新たな景観の育成</p> <p>5. 中心市街地の景観の育成</p>	
<p>第4編 地域景観計画</p> <p>第6章 上郷地区</p>	平成26年9月4日
<p>第4編 地域景観計画</p> <p>第7章 龍江地区</p>	平成27年10月14日
<p>第4編 地域景観計画</p> <p>第6章 上郷地区</p> <p>4 景観育成の方針</p> <p>5 景観の育成のための行為の制限に関する事項</p> <p>6 地域の特性及び個性を生かした景観の育成に必要な事項</p>	平成28年1月1日 (変更日：平成27年10月14日)
<p>別表4 景観育成特定地区における広告物等に関する基準</p> <p>4. 上郷地区</p>	
<p>別表4の2 景観育成特定地区における行為の基準（屋外広告物を除く）</p> <p>1. 上郷地区</p>	
<p>別表3の2 屋外広告物禁止地域等における広告物等の基準等</p> <p>【屋外広告物の表示等の制限（屋外広告物許可地域等）】</p> <p>2 屋外広告物特別規制地域</p> <p>都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域</p>	平成28年10月1日 (変更日：平成28年9月27日)
<p>別表4 景観育成特定地区における広告物等に関する基準</p> <p>Ⅲ. 都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域</p> <p>1. 許可の基準</p>	

接続する道路等		範囲
種類及び名称	区間	
高速自動車国道中央自動車道西宮線	左記の道路の両側各 500 メートル以内に飯田市の区域が存する左記の道路の区間	両側各 500 メートル以内
飯田市道山本 98 号線	飯田市道 2-31 観音沢線との交差点から飯田市道山本 184 号線との交差点まで	飯田市道山本 184 号線との交差点に向かって左側 500 メートル以内及び右側 100 メートル以内
飯田市道 1-40 大明神横線	飯田市道山本 184 号線との交差点から飯田市道 1-36 請地線との交差点まで	飯田市道 1-36 請地線との交差点に向かって左側 500 メートル以内及び右側 100 メートル以内
飯田市道伊賀良 514 号線	飯田市道 1-36 請地線との交差点から飯田市道 278 号線との交差点まで	飯田市道 278 号線との交差点に向かって左側 500 メートル以内及び右側 100 メートル以内
飯田市道 370 号線	飯田市道 1-27 大休妙琴線との交差点から飯田市道 278 号線との交差点まで	飯田市道 278 号線との交差点に向かって左側 100 メートル以内及び右側 500 メートル以内
一般国道自動車専用道路三遠南信自動車道	左記の道路の両側各 500 メートル以内に飯田市の区域が存する左記の道路の高速自動車国道中央自動車道西宮線との交差点から天龍峡インターチェンジまでの区間	両側各 500 メートル以内

(4) 次に掲げる地域又は場所のうち、一定の地域又は場所

ア 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）の規定に基づく市民緑地又は飯田市緑の育成条例（平成 19 年飯田市条例第 42 号）の規定に基づく緑地保全配慮地区、準緑地保全配慮地区若しくは市民緑地

イ 市民農園整備促進法（平成 2 年法律第 44 号）の規定に基づく市民農園の区域

ウ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定に基づき指定され、登録され、又は選定された建造物又は史跡名勝天然記念物

エ 文化財保護条例（昭和 50 年長野県条例第 44 号）の規定に基づき指定された建造物の周囲の地域又は長野県史跡名勝天然記念物の地域

オ 飯田市文化財保護条例（昭和 41 年飯田市条例第 33 号）の規定に基づき指定された建造物の周囲の地域、飯田市史跡の地域、飯田市名勝の地域又は飯田市文化的景観の地域

カ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）の規定に基づき指定された保安林のある地域

キ 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）の規定に基づき自然公園の地域又は長野県自然環境保全条例（昭和 46 年長野県条例第 35 号）の規定に基づき指定された郷土環境保全地域若しくは飯田市環境保全条例（昭和 49 年飯田市条例第 10 号）の規定に基づき指定された保全地区

(5) その他、良好な景観若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために特に必要がある地域又は場所

【屋外広告物の表示等の制限（屋外広告物許可地域等）】

良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために屋外広告物の表示又は掲出物件の設置の許可を受ける必要があるもの（法第4条関係）

1 屋外広告物許可地域

次に掲げる地域又は場所において、広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者は、当該表示、設置又は改造について、市長の許可を受けなければならない。

(1) 屋外広告物禁止地域の周辺又はこれらから展望できる範囲の地域のうち、一定の地域（従前の屋外広告物条例施行規則（平成6年長野県規則第25号）別表第3に掲げる次の地域を含むものとする。）

接続する道路等		範囲
種類及び名称	区間	
高速自動車国道中央自動車道西宮線	左記の道路の両側各1,000メートル以内に飯田市の区域が存する左記の道路の区間	両側各1,000メートル以内
一般国道自動車専用道路三遠南信自動車道	左記の道路の両側各1,000メートル以内に飯田市の区域が存する左記の道路の高速自動車国道中央自動車道西宮線との交差点から天龍峡インターチェンジまでの区間	両側各1,000メートル以内

(2) その他、良好な景観を育成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために特に必要がある地域又は場所（従前の屋外広告物条例施行規則（平成6年長野県規則第25号）別表4に掲げる次の場所を含むものとする。）

種類及び名称	区間	範囲
飯田駅前広場	中央通り線（昭和54年長野県告示第743号に告示された飯田都市計画道路3・4・7中央通り線）の起点付近	約8,590平方メートルの広場及びこれに接続する20メートル以内

2 屋外広告物特別規制地域

次に掲げる地域又は場所において、広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者は、当該表示、設置又は改造について、市長の許可を受けなければならない。

地域の特性及び個性を生かした景観の育成又は風致の維持を図ることが特に必要な地域又は場所

名称	地域又は場所
川路地区屋外広告物特別規制地域	川路地区全域
都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域	都市計画道路羽場大瀬木線（以下「羽場大瀬木線」という。）の用地若しくは羽場大瀬木線の建設予定地又は羽場大瀬木線に接続し、かつ、羽場大瀬木線から展望できる範囲の地域のうち、飯田市羽場町4丁目2182番5及び同所2230番43から飯田市育良町1丁目及び同所2丁目の区域に接するまでの区間の両側30メートル以内の区域

### Ⅲ. 都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域

#### 1. 許可の基準

次の（１）又は（２）の広告物等の区分に従い、当該（１）又は（２）に掲げる基準及び別表３（別表４に掲げる基準に相当するものを除く）に適合するものであることとする。

都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域として指定する地域は、都市計画道路羽場大瀬木線（以下「羽場大瀬木線」という。）の用地若しくは羽場大瀬木線の建設予定地又は羽場大瀬木線に接続し、かつ、羽場大瀬木線から展望できる範囲の地域のうち、飯田市羽場町４丁目２１８２番５及び同所２２３０番４３から飯田市育良町１丁目及び同所２丁目の区域に接するまでの区間の両側３０メートル以内の区域とする。

#### （１）自己用の広告物等の基準

（●は適用を示す）

行 為 の 基 準		周 辺 市 街 地
ウ. 地上に設置する広告物等	<p>【高さ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地上からの高さ５メートル以下。ただし、道路境界線から５メートル以上後退したものは１３メートル以下。</li> </ul> <p>【表示面積】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一面の面積は３平方メートル以下。ただし、道路境界線から５メートル以上後退したものは一面２５平方メートル以下。</li> </ul>	●  ●
エ. 広告物等の面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央自動車道西宮線の両側各５００メートル以内で、中央自動車道西宮線から展望できる区域にあっては、合計１０平方メートル以下</li> </ul>	●

#### （２）自己用の広告物等以外のものの基準

ア 一面の表示面積は１平方メートル以下とすること。

イ 表示面積の合計（自己の敷地以外において広告物等を表示し、又は掲出する場合においては、５０メートル以内に同一の者が表示し、又は掲出する広告物等の表示面積及び掲出面積の合計とする。）は２平方メートル以下とすること。

ウ 地上に設置する広告物等は、地上からの高さを２メートル以下とすること。

エ 電柱又は街路灯柱に表示し、又は設置する広告物等は、飯田市屋外広告物条例施行規則第３条第１項に掲げるもの以外のものとする。

オ 中央自動車道西宮線の両側各５００メートル以内で、中央自動車道西宮線から展望できる区域において表示し、又は設置するものでないこと。





	<p>【色相・色数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用する色数を少なくするよう努めること。</li> <li>・ <b>地色の色数を3以下とすること。(全体の面積の10分の1以下の一の色(合計面積)を含まない)</b></li> </ul> <p>【彩 度】(マンセル表色系による彩度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地色の彩度8以下</li> </ul> <p>【動光等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>動光、点滅、ネオン、照度及び色相等の変化をするものその他これらに類するものを設置しないよう努めること。</b></li> <li>・ <b>動光、点滅、ネオン、照度及び色相等の変化をするものその他これらに類するものを避けること。</b></li> </ul>	<p>● ● ● ● ●</p>				
<p>イ. 建築物又は 工作物を利用した 広告物等の規模 等</p>	<p>(ア) 屋上広告物</p> <p>【本体の高さ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物又は工作物よりの高さ10メートル以下</li> <li>・ 建築物又は工作物よりの高さ5メートル以下</li> </ul> <p>【建築物又は工作物の高さに対する割合】</p> <p>建築物又は工作物の高さの10分の6以下</p> <p>【その他】</p> <p>建築物又は工作物から横にはみ出さないこと</p> <p>(イ) 壁面広告物</p> <p>【表示面積】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>合計面積が広告物等を表示する壁面の面積の10分の2以下</b></li> </ul> <p>(ウ) 袖看板</p> <p>【下端の高さ】</p> <p>道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあっては2.5メートル以上</p> <p>【壁面からの出幅】</p> <p>壁面より1.5メートル以下</p> <p>【道路上の出幅】</p> <p>道路上の出幅1.0メートル以下</p> <p>【その他】</p> <p>建築物又は工作物の壁面の上端を越えないこと。</p>	<p>● ● ● ● ●</p>				